

子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) のご案内

ひとり親世帯の支援のため、給付金の支給を実施します！

1. 支給対象者

- 以下の①～④のいずれかに該当する方
 - ① 令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方
 - ② 令和5年4月分の新規児童扶養手当受給者の方
 - ③ 公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
(「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。)
 - ④ 食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変している、児童扶養手当を受給している方と同じ水準の収入の方

※ 上記①～④に該当する場合であっても、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)の支給を既に受けている場合は、本給付金の支給は受けられません。

2. 支給額

子ども1人当たり一律5万円

■ 支給手続きについては裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

* お問い合わせは、下記までお電話ください。

■ こども家庭庁コールセンター

0120-400-903 (受付時間：平日9:00～18:00)

■ 下関市役所こども家庭支援課

「子育て世帯生活支援特別給付金」窓口

083-227-2142 (受付時間：平日9:00～17:00)

3. 給付金の支給手続き

■ 令和5年3月分・4月分の児童扶養手当受給者の方（表面1の①または②に該当する方）

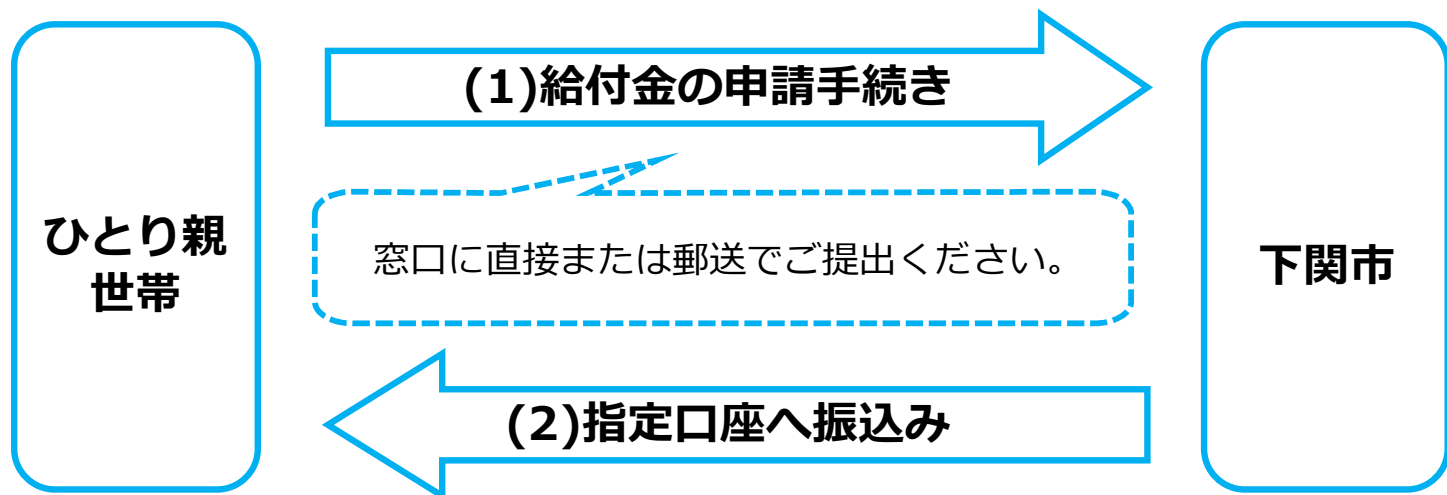
- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ 児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。
3月分受給者は5月31日（水）
4月分新規受給者は6月末を予定

【ご注意ください】

- ※ 給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否の届出書を提出してください。
- ※ 児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

■ 上記以外の方（表面1の③または④のいずれかに該当する方）

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに下関市の窓口に直接、または郵送でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に**可能な限り速やかに**振り込みます。



「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村やこども家庭庁（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、下関市役所や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。